

綾瀬市A L T派遣業務及び英語コミュニケーション能力の充実業務公
募型プロポーザル選定委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、綾瀬市A L T派遣業務及び英語コミュニケーション能力の充実業務（以下「派遣業務」という。）について公募型プロポーザル方式をとる場合において、適切な運用を図るため、綾瀬市A L T派遣業務及び英語コミュニケーション能力の充実業務公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について審議を行う。

- (1) 参加資格に関すること。
- (2) 募集要領、仕様書、評価基準に関すること。
- (3) 受託候補者の選定に関すること。
- (4) その他、必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者で構成し、職をもって充てることができないときは、教育長があらかじめ推薦又は指名する。

- (1) 小学校長の代表
- (2) 中学校長の代表
- (3) 派遣業務所管部長
- (4) 派遣業務所管課長
- (5) 派遣業務を所管しない指導主事
- (6) 派遣業務に関し、識見を有する者

(解嘱)

第4条 委員は、直接的であるか間接的であるかを問わず、審査しようとする事業者の選定に係る公募に係わったときは、解嘱又は解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置くものとする。

2 委員長には、派遣業務所管部長をもって充てる。

- 3 副委員長には、派遣業務所管課長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、教育長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育指導課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年10月21日から施行する。

(失効)

- 2 この要領は、受託候補者の選定を終了した時点で、効力を失う。